

1 4.05 微生物限度試験法

2 **3.5. 結果及び判定の項を次のように改める.**

3 3.5. 結果及び判定

4 メンブランフィルター法の適合性を確認するとき、いずれの  
5 試験菌の計測値も、3.4.2.で定義した製品が存在しない対照の  
6 計測値の1/2 ~ 2倍以内でなければならない。カンテン平板  
7 法の適合性を確認するとき、いずれの試験菌の平均計測値も、  
8 3.4.2.で定義した製品が存在しない対照の平均計測値の1/2 ~  
9 2倍以内でなければならない。MPN法の適合性を確認するとき、  
10 試験菌の計測値は、対照から得られる結果の95%信頼限界の  
11 範囲内でなければならない。

12 記述したいずれの方法においても、試験菌のうち1菌種でも  
13 上記の基準に満たない場合には、基準に最も近くなる方法と試  
14 験条件で製品を試験する。

15

16